

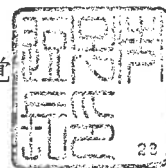


諮問第 20 号

2020 年（令和 2 年）10 月 6 日

逗子市廃棄物減量等推進審議会
会 長 南 川 秀 樹 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



逗子市災害廃棄物処理計画について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更により、地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定することが明記されました。

これに伴い逗子市災害廃棄物処理計画を策定するにあたり、別紙の逗子市災害廃棄物処理計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。